2017年2月議会　議案質疑　介護総合事業の財源確保

◆11番（石井通春議員）　第８号議案、藤枝市介護保険特別会計予算について質疑を行います。

　予算書では408ページになりますけれども、４款の地域支援事業費の中に、本予算より新たに新設されております１目介護予防・生活支援サービス事業費についてでございますが、この問題は昨年の11月の議会で議論をいたしましたけれども、これまで介護保険の要支援者に対しまして、介護保険給付として市に入ってきたお金が保険給付から外れて、介護保険の補助的な位置づけであります地域支援事業の中に移管されているということですけれども、ここで問題となっておりますのが、通所介護デイサービス、訪問介護、ホームヘルプという、この介護保険におけますサービスを受けていた人たちが、これまでは必要とする人がいればいるだけ保険給付として国から基本的にお金が来て、財源が維持されていたんですけれども、地域支援事業の場合ですと、これも国からお金が来るんですが、上限が定められておりますので、必要とする人がいてもお金がないという理由で、こうした介護保険サービスから外れて、同じ１目の中にあります多様なサービスというものがこの中に含まれているんですけれども、これはボランティアなどによります安上がりな介護サービスに移管されかねないということですね。

　さきの議会では、運営面ではそのようなことは市はしないと、あくまでも自己選択が原則として市独自のマニュアルをつくって、包括それから居宅介護事業者に配付して、そのマニュアルをして徹底をするということでございましたけれども、実際に財政的な裏づけができているかどうかということを、ここで確認をさせていただきたいというふうに思います。

　まず、この１目のサービス事業費、ここに記載してあります部分に、今言いました従来のホームヘルプとデイサービスのほかに多様なサービス事業費というものも一緒になっているわけなんですけれども、本市で新たにホームヘルプ、デイサービスを必要とする人は、経年的に見れば安易に推計ができますが、そうした推計がどのようにされまして、ここで合計金額が１億663万となっているのかと。その積算、算出根拠についてお伺いいたします。

　そして、デイサービス、ホームヘルプ両サービスの具体的な事業額、そしてそれぞれ総合事業訪問介護と通所介護の人数についてどう見込んでいるかと、この事業費の中の人数についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（水野明議員）　当局から答弁を求めます。健康福祉部長。

◎健康福祉部長（大石和利）　石井議員にお答えします。

　地域支援事業費の介護予防・生活支援サービス事業費についての１項目め、４款１項１目の介護予防・生活支援サービス事業費の算出根拠についてですが、まず地域支援事業費の総額については、第６次介護保険事業計画の地域支援事業費の推計値の範囲内であること、あわせて介護予防・日常生活支援総合事業については国の補助対象限度額の見込み額を超えないことを前提としております。

　これを踏まえ、１目の介護予防・生活支援サービス事業費では、平成28年度の介護予防訪問介護・介護予防通所介護の給付費の合計見込み額に平成29年度の特例である10％を加算した２億800万円をもとに、来年度から介護認定の切りかえに伴い、徐々に介護給付費から地域支援事業へ移行する割合を約50％と想定し予算措置をしたものでございます。

　次に、２項目めの総合事業訪問介護と総合事業通所介護のそれぞれの事業費と人数見込みについてですが、訪問介護サービス事業費が約2,350万円、利用延べ人数約1,000人、通所介護サービス事業費が約7,800万円、利用延べ人数で約2,800人と見込みました。以上でございます。

○議長（水野明議員）　石井通春議員、よろしいですか。石井通春議員。

◆11番（石井通春議員）　この新しい事業でございますけれども、今言われました国の補助限度額の見込みを超えないことが前提ということでございますけれども、ここが非常にキーというか大事なことでして、上限があるということですね。これまでも地域支援事業全体には給付費全体の２％という上限があったんですけれども、今回はこれまでは上限の対象とされなかった２つのサービスが、上限がある方向に移されたというのが問題であるというふうに思います。

　その上で、今言われました計算式が実際どうなっているかということでございますけれども、来年度は10％の特例の加算があって、そして半分の50％を見込んだという、半分というのは結局２年の中で１年目の新たな新規に入る人が来年に入っちゃうもんだから、多分そこで半分というふうにしたというふうに思うわけなですけれども、上限がどういう計算でされているかというと、後期高齢者の人口の伸び、ここに合わせるようにしろと。幾ら介護事業を必要としている人がいても、あくまでも後期高齢者の伸びでしかお金を出しませんよということが定められておりまして、実際調べますと、藤枝市の後期高齢者の伸びは大体4.4％ぐらいです。

　今言われました事業費を積算いたしますと、３％ぐらいなもんだから、クリアしているんですよね、基本的には。さらに10％の加算があるので、クリアしているだけじゃなくて、大幅に大丈夫だと、財源的には保障できると。必要なサービスは財源的には裏づけできているというふうに思います。まずこの点を確認したいというふうに思います。カバーできているかどうかということですね。

　もう一つは、10％というあれは来年度限りだもんだから、じゃあ実際後期高齢の伸びを上回った場合、必要量を上回った場合どうするかということです。これは財源がないもんだから、基本的にじゃあ市が面倒を見るかどうかという話に直結してきちゃうんだけれども、７次のプランが来年から策定されて、３カ年、向こう３年やっていくわけで、当然ここも視野に入れていかなきゃいけないというふうに思っておりますけれども、超えたときにどうするかということですね、そこの議論をしたいというふうに思っておりますけれども、よろしくお願いします。

○議長（水野明議員）　健康福祉部長。

◎健康福祉部長（大石和利）　最初に、１点目の来年度予算の中で利用者の伸びを十分カバーできるかということでございますけど、議員お勉強されたとおり算定式はそういうふうになっております。その中で、予算の伸びは約10％の伸びとなっておりますので、これは高齢者の伸びを十分カバーできるものとなっています。

　また、総合事業における各サービスの単価につきましても、以前御説明をさせていただきましたが、現行サービスより低い水準のサービスも新たに設定しておりますので、そういうものも踏まえますと十分対応できるものと考えております。

　続いて、２つ目のこの特例がなくなったときの対応につきましては、確かに29年度でこの10％を加算するという制度は今のところ終わりになります。ただ、今後この総合事業、日常生活支援のサービスの事業は27年度からスタートして、全国の中では27年度から既に着手しているところもありまして、そういうところの状況がこの29年度の中で国でも検証されるはずでございますので、その中で必要な見直しがされるものと私は思っております。

　ですから、30年度以降につきましては、また介護報酬の改定や制度改正もあろうかと思いますので、事業の推計で今後どうするんだという、大丈夫なのかというところは、今の段階では私は何ともお答えしようがないんですが、いずれにしてもこの介護保険の中でサービスに必要な、市民が求める必要なサービスの財源がしっかりと確保できるようには、これは市長会等を通じて国の方へしっかりと要請をしていきたいと考えております。以上でございます。